

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（841））
2. 日 時：平成30年4月6日 10時00分～11時00分
13時30分～15時20分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、関根技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他16名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 建築技術グループ 担当 他6名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他2名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（電気設計） 課長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月3日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、安全避難通路に関する説明書、非常用照明に関する説明書、基本設計方針（火災防護設備）、竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書及び外部火災への配慮に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【安全避難通路に関する説明書】

○誘導灯及び非常灯が設置されていないエリアからの避難について説明すること。

【基本設計方針（火災防護設備）】

○消火設備について、東海発電所と共用している具体的な範囲を整理して提示すること。

○火災防護審査基準の「3. 個別の火災区域又は火災区画における留意事項」に対する基本設計方針を整理して提示すること。

【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書】

○固縛装置（連結材）の強度評価に用いるバネ定数の根拠を整理して提示すること。

○動的荷重の算出モデルとして、バネモデルを使用することの妥当性を整理して提示すること。

【外部火災への配慮に関する説明書】

○外部火災の影響を考慮する設備について、定義を明確にして提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 各発電用原子炉施設に共通 非常用照明
- ・ 非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 各発電用原子炉施設に共通 安全避難通路
- ・ DB/S Aの対比表（火災防護設備）
- ・ 東海第二発電所 工認ヒアリング（自然現象等、竜巻、火山、外部火災）スケジュール表
- ・ 外部火災への配慮に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 外部火災への配慮に関する説明書
- ・ 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-70-1【竜巻への配慮に関する説明書】
- ・ 連結材の動的荷重作用時の性能について